

マイクロチップ装着等義務化に 関する検討について

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

マイクロチップの装着等の義務化

① 犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化

※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定

② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化

③ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス化）

○MC装着に伴う犬の情報登録時には、市町村長に通知

○装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

(第39条の7)

④ 都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

⑤ 環境大臣による指定登録機関の指定

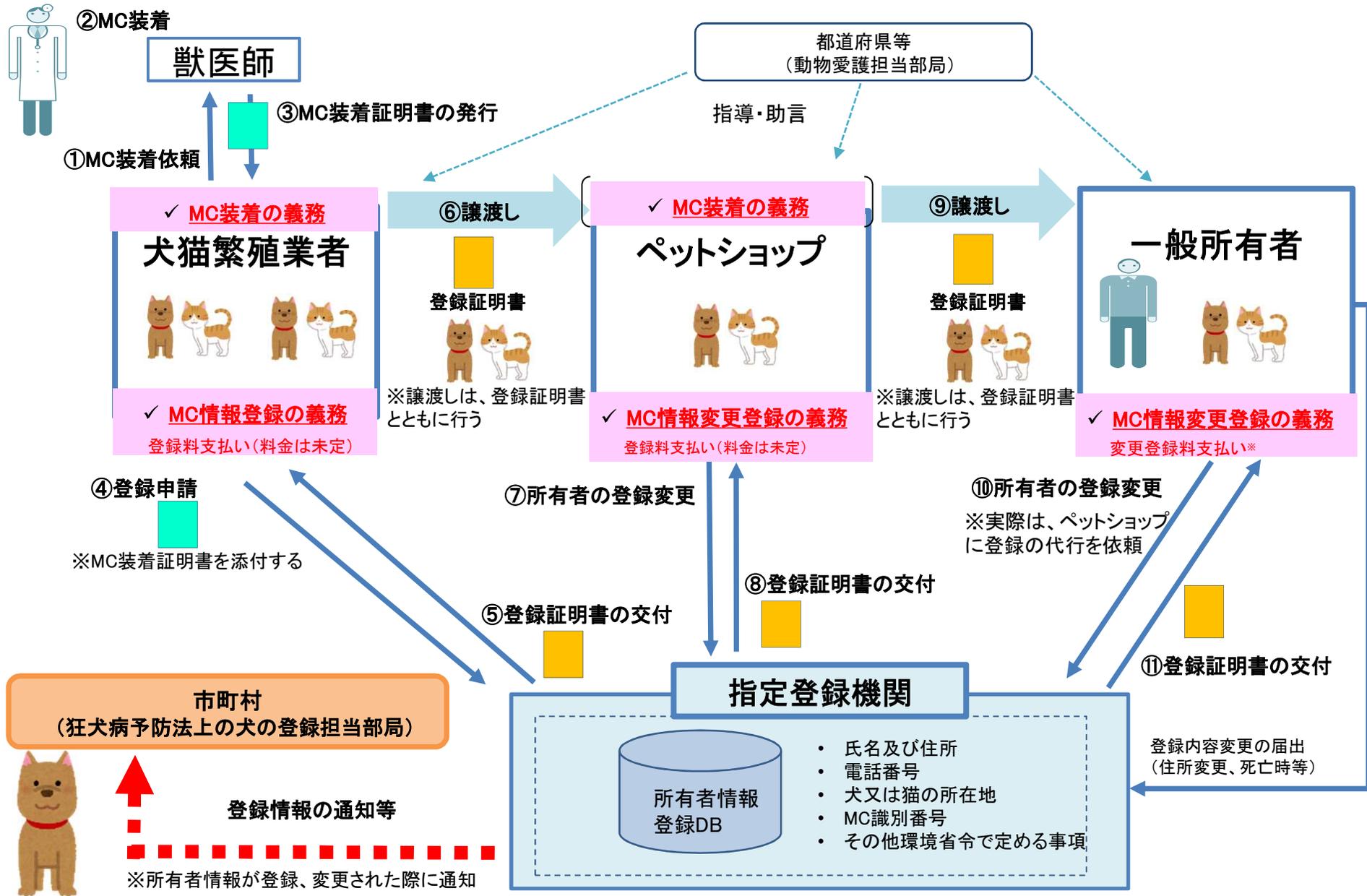
○大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる

○環境省は、事業計画の認可、立入検査等を行う

○登録機関が複数ある場合には、相互に連携を図る

(第39条の10～26)

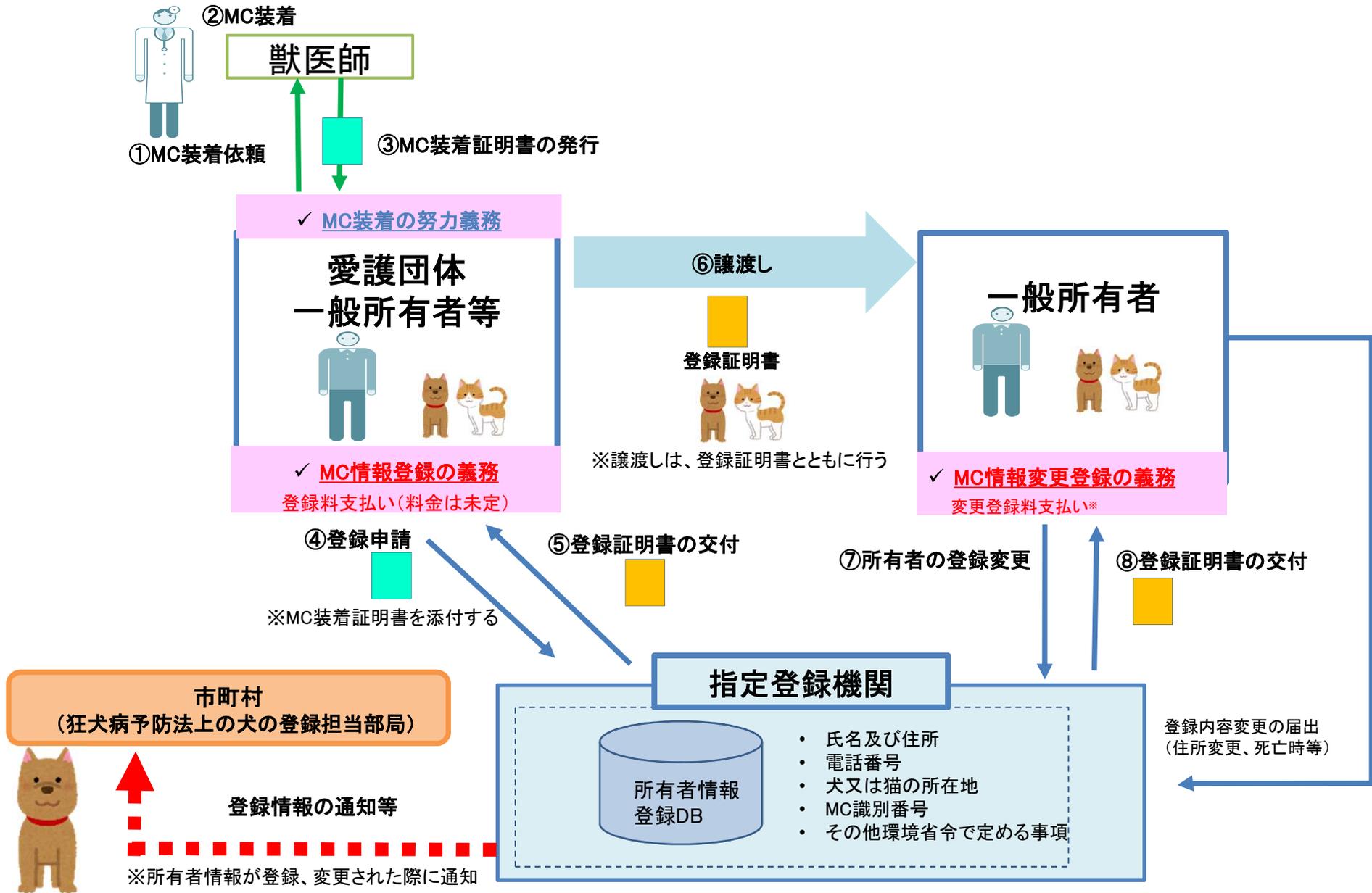
犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)



狂犬病予防法とのワンストップサービス

※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

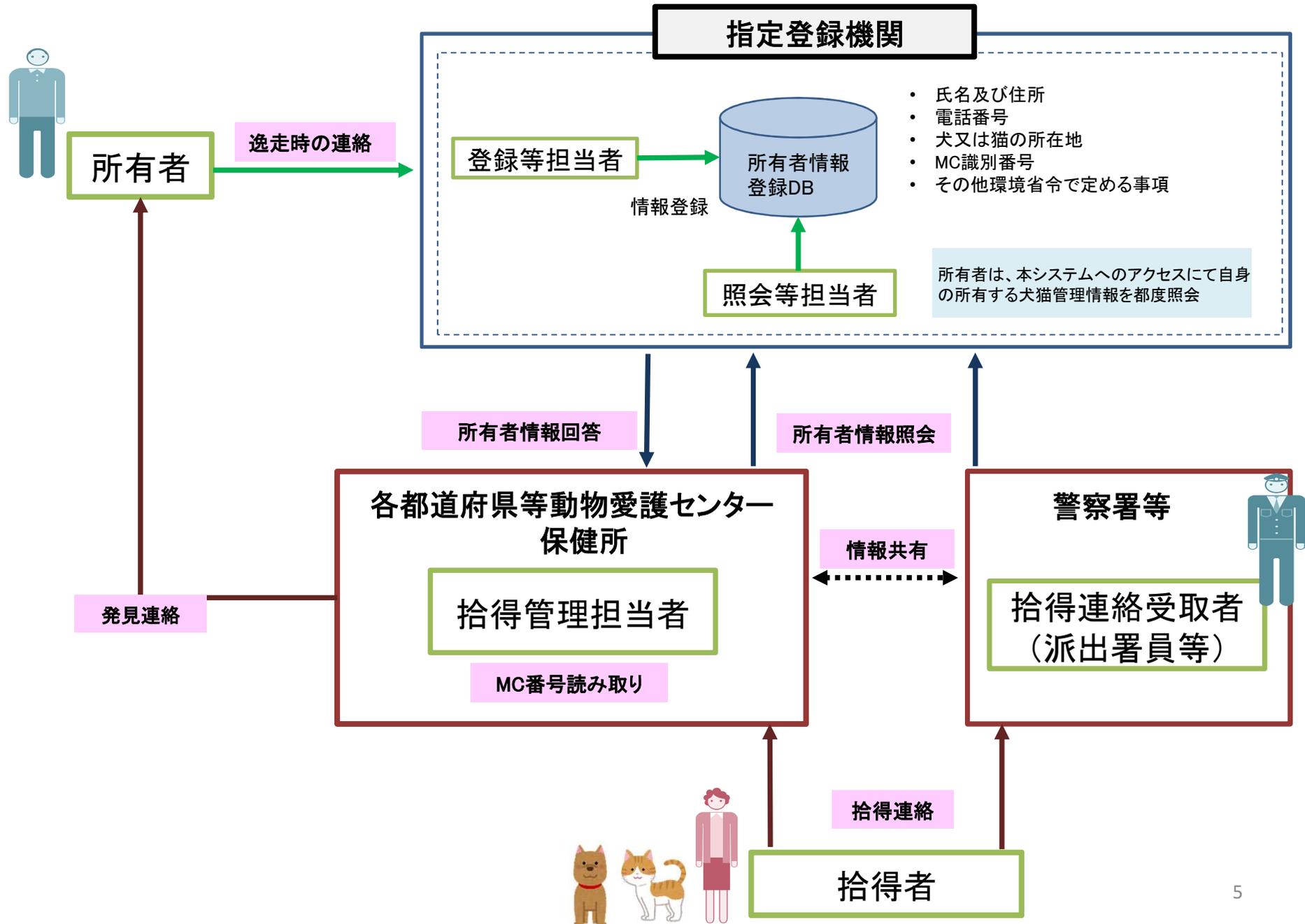
【努力義務】販売ルート以外の譲渡



狂犬病予防法とのワンストップサービス

※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

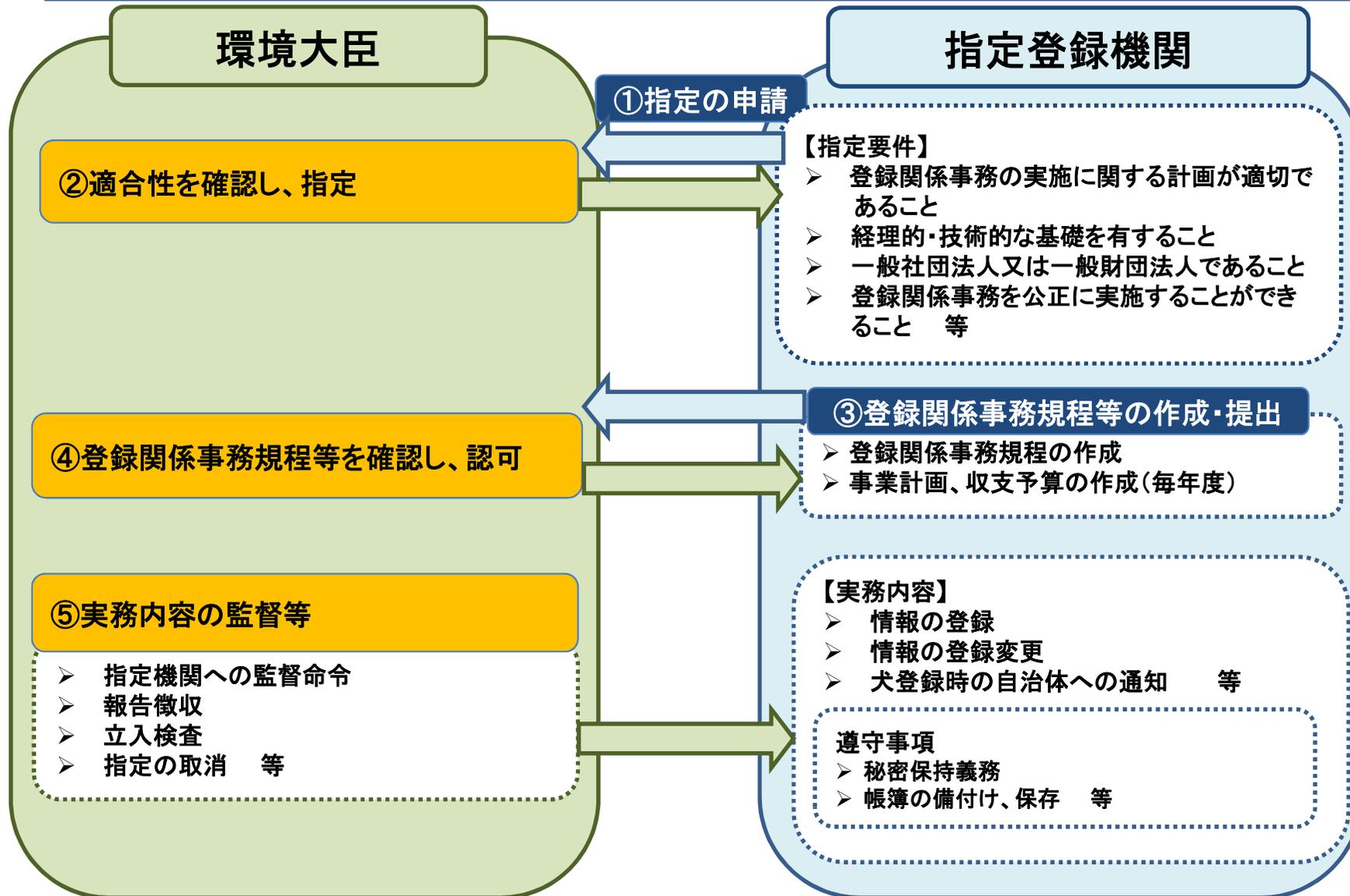
(参考) 情報登録機関の取得犬猫の返還概念図



マイクロチップ指定登録機関の指定

第三十九条の十

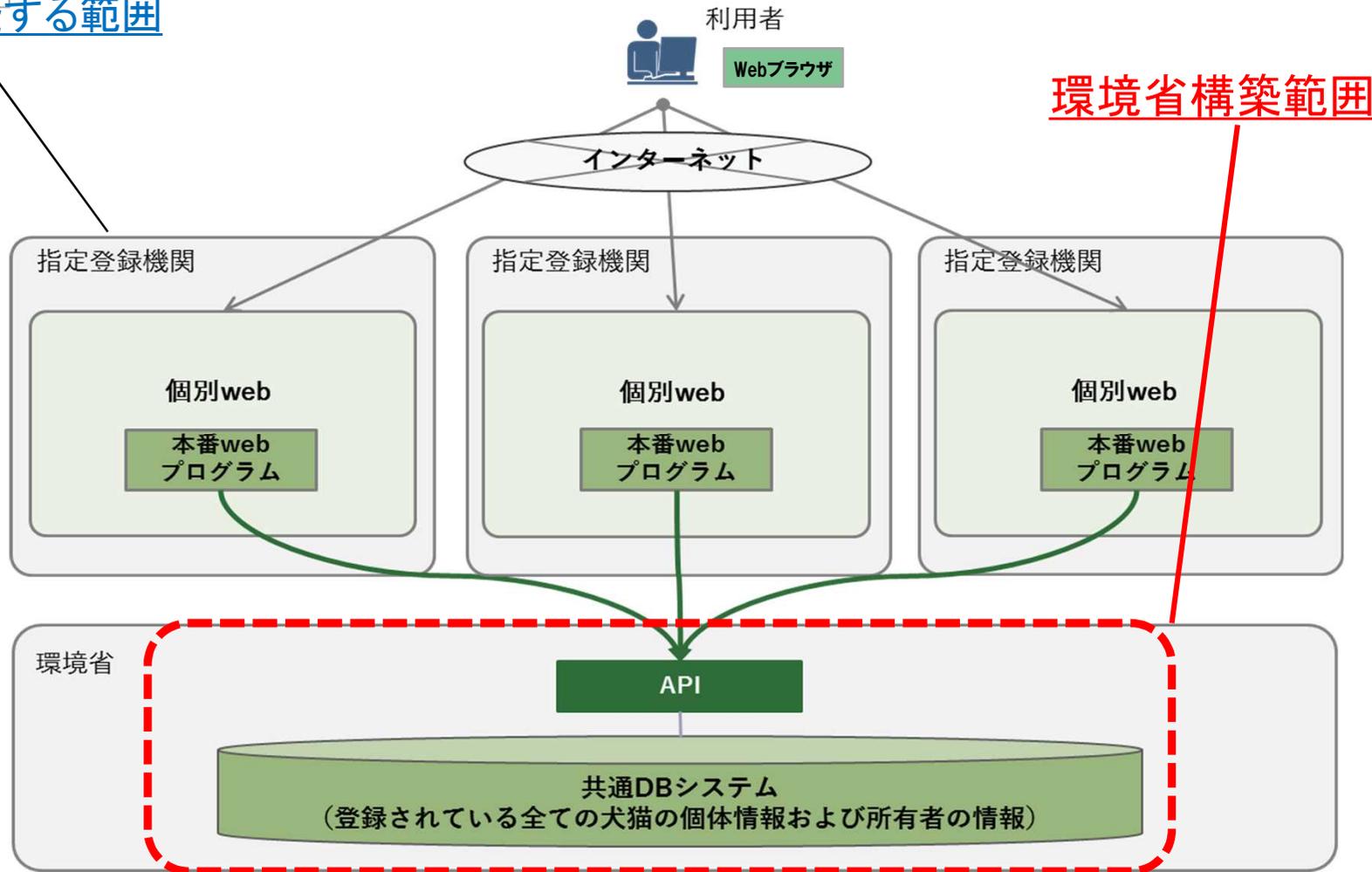
環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その指定する者(指定登録機関)に、環境大臣の事務(登録関係事務)を行わせることができる。



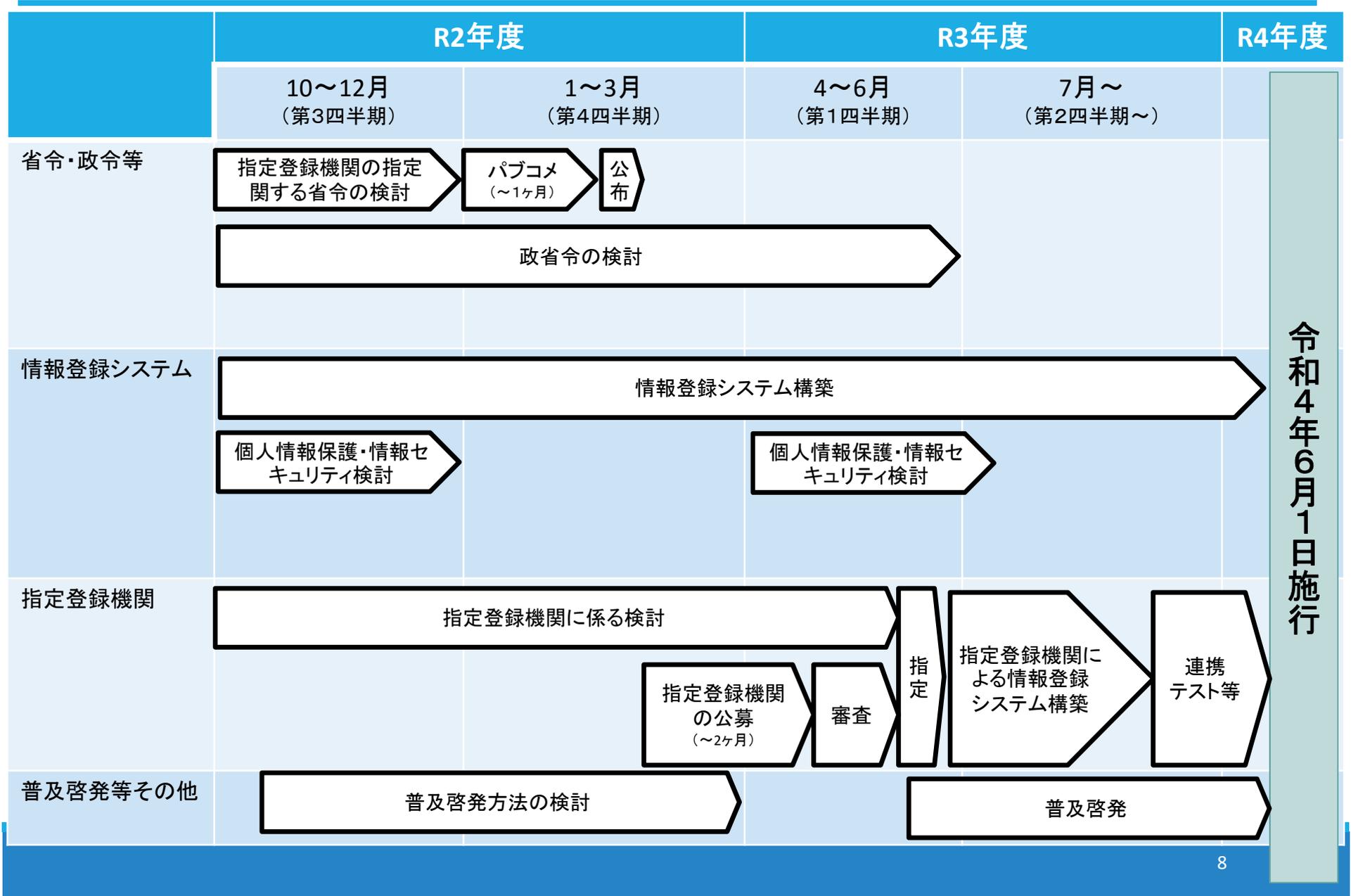
※複数機関の指定も可能。
(その場合、各指定登録機関間の相互連携を図ることとしている。)

情報登録電子システムの構築について

指定登録機関となる者が
今後、構築する範囲



当面の検討スケジュール(案)



政令・省令で定める事項

動物愛護及び管理に関する法律施行令(政令)

- 手数料(登録手数料、変更登録手数料、登録証明書の再交付手数料)
※指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする旨規定(法第39条の25条)

動物愛護及び管理に関する法律施行規則(省令)

- マイクロチップ本体の基準
- マイクロチップ装着義務の適用除外
- 登録、変更登録時の申請方法、登録内容等
- 装着証明書、登録証明書に記載する事項及びその様式
- マイクロチップ取り外し禁止規定の適用除外
- 登録した日からの情報保存を行う期間
- 狂犬病予防法特例措置の申請方法、指定登録機関から自治体への通知内容 等

指定登録機関の指定に関する省令

- 指定の申請方法
- 指定登録機関の名称の変更等
- 役員を選任及び解任に係る事項
- 事業計画／登録関係事務規定等の認可の申請及び記載事項
- 登録関係事務に関する帳簿の備付け
- 登録関係事務規定の休廃止許可申請等
- 登録関係事務の引き継ぎに係る事項 等

指定登録機関の指定要件に係る検討の方針について

○ 募集方法

- 公募方式とする

○ 基本的な考え方

指定登録機関の指定に当たっては、以下が担保されることを基本とする。

- 登録、変更登録、登録証明書発行等の登録関係事務について、各利用者の利便性の担保のため、適切かつ滞りなく実施するために①～⑤の体制を整備し、確実に実施する必要がある。
 - ① 犬及び猫の流通実態に即した対応が必要であることから、登録関係事務については原則としてオンラインでの対応とする。
 - ② 指定登録機関が構築するオンラインのシステムは、一般の利用者が使用するものであることから、高い使い勝手 (UI/UX) を実現するものでなければならない。
 - ③ 大規模な個人情報を取り扱うことから、個人情報保護、情報セキュリティが適切かつ確実に担保され、継続的に維持されることを示す、客観的な保証が必要である。
 - ④ 行政機関の業務の適切な遂行に寄与するため、ブリーダー、ペットショップ等の第一種動物取扱業者を指導監督する都道府県・政令指定都市や、狂犬病予防法の特例措置に係る市町村その他環境省、警察等の公共機関からの問合せ等に適切かつ確実に対応する必要がある。
 - ⑤ 利用者の利便性を考慮しつつ、マイクロチップ登録等手数料の収納を適切かつ確実にを行うものとする。狂犬病予防法の特例措置に関しては、各市町村の特例措置参加の意思確認を実施の上、狂犬病予防法上の犬の登録手数料の収納を代行し、その額を市町村に納めること。収納に当たっては、各基礎自治体とは個別に必要な調整を行う必要がある。なお、マイクロチップ登録等手数料については、指定登録機関の収入とする旨が法に規定されている。
- 国が整備する共通 DB システム（登録データベース）について、令和 5 年度以降は指定登録機関が保守・運用業務を実施し、それに必要な費用は指定登録機関が負担すること。
- 指定登録機関が複数の者とされた場合においては、問合せ対応等の窓口事務の偏り等が生じ得ることから、手数料収入の分配や、共通 DB システムの保守・運用に係る費用の負担割合等を指定登録機関が自ら調整するなど、連携を行うための用意を行う必要がある。
- マイクロチップ装着義務化にあたり、利用者への普及啓発、マイクロチップリーダーの配備等、普及啓発等の必要な環境整備を行う必要がある。